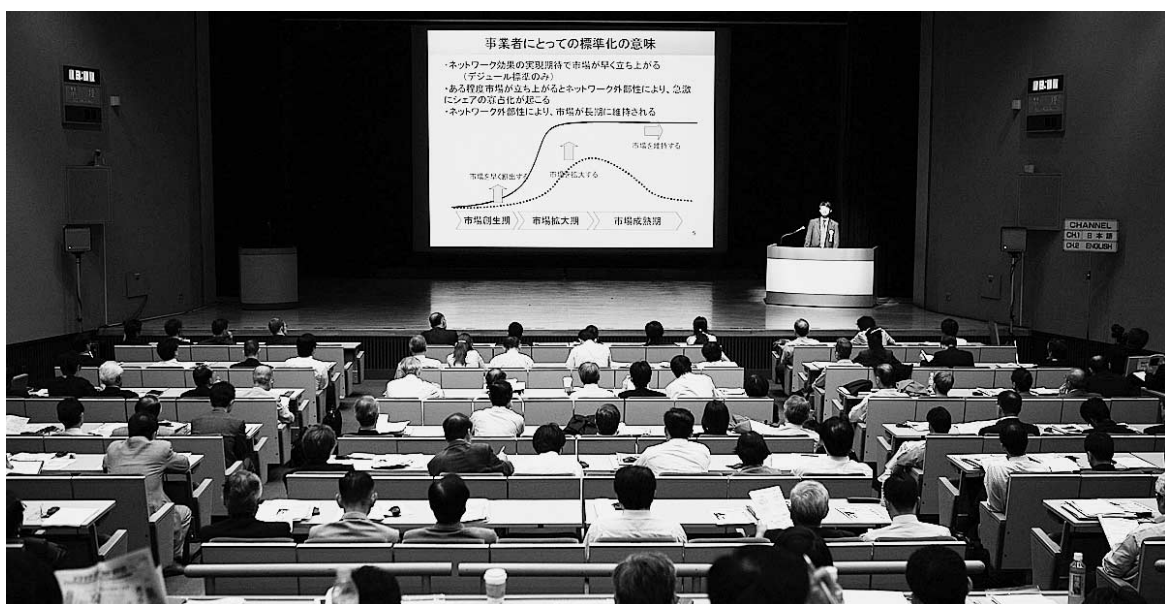


研究開発力を強化 貴重な権利を企業活動に生かす

日本の産業に欠かせない研究開発力の強化は、特許と知財戦略と密接にかかわっている。日本経済新聞社は日経産業新聞フォーラム2008「グローバル時代の特許活用」をテーマに、特許と知財戦略と密接にかかわっている。日本経済新聞社は日経産業新聞フォーラム2008「グローバル時代の特許活用」をテーマに、特許と知財戦略と密接にかかわっている。



事業にわたる特許の活用
・ネットワーク効果の定量的評価で市場価値を高めよう
・「デジタル・モノ」の価値を高めるには、ネットワーク効果の活用が重要
・ネットワーク効果の活用は、市場価値を高めるための重要な手段である

基調講演

経済産業省、知的財産戦略本部が次々に国際標準の重要性を訴えている。市場でシェアを取り、事実上の標準となるデファクト標準と、公的な組織が決めるデジュール標準があるが、どちらにも困難が多く、主流になっているのは「オープン標準」だ。仲間同士の話し合いで互換性を保証し、初期市場を確保しネットワーク

一橋大学イノベーション研究センター
教授 江藤 学 氏



「外部性を生み出して、企業にとって標準化のメリットはコストダウンと市場拡大にある。競争力の源泉となる技術は標準化せず、コストダウンで得たお金を集中投資し、差別化したい」

標準化で経費削減と市場拡大

ライセンサーの網羅性に期待

製品を拡大した市場に投入する。標準化の特許を持つのが自社だけでなく、デファクト標準ならクロスライセンス、数社ならクロスライセンス、して市場確保を狙うが、保有者が多いときはパテントプールに大きな価値がある。パテントプールは利益を上げるためではなく、標準を安心して安く使うための最高のツールだ。私がパテントプールに期待する一番の機能はライセンサーの網羅性の確保。実はこれが一番

グローバル時代の特許活用「パテントプールが導く成功への道」

セッション ①



DVB標準化フォーラム
リーガルディレクター
カーター・エルツロス 氏

働きかけ重視、促進ツールも

多くの標準化団体はIP（知的財産）ポリシーを持ち、メンバーに対し、保有する必須特許を公正、合理的、非差別的な条件、つまりFRAND

条件でライセンスする意思があるか確認を求めている。DVBは一九九三年設立で、各標準化団体の二百八十以上の会員で成り立つ。過去十五年を振り返ると、アナログからデジタルテレビへ、さまざまな標準規格づくりに関わった。委員会でルールに関する問題を検討し、適宜、E

セッション ②



伊シズベル創業者
欧州特許商標弁護士
ロベルト・ディーニ 氏

二十六年前にシズベルを創業した。メトロコンスルト特許事務所の最高経営責任者（CEO）を務めている。IPRのコンサルタントをしていく企業だ。グローバルエコノミーの時代には、無形財産がますます重要になっていく。IPRをベースにした市場ビジネスモデルは数多いが、市場関係者と接点があり協力関係を持っているものと、特許を無形財産として財務目的だけで利用するものと、二つのカテゴリーに分類できる。第一のカテゴリーにフォーカスしたい。

有力なビジネスモデル ファシリテーター重要に

ルが有力なビジネスモデルである。パテントプールは、ある技術に関する必須特許の集まりで、利用者に許諾される。特許権者やアドミニレーター（管理者）との間の契約から始まり、その形成にはファシリテーター（推進人）の役割が重要になる。アドミニレーターは、ライセンスの交渉、特許権者の分配、パテントプールの長所は、活用したのが個別で払うよりコストが安くなり、市場における新製品導入のリスクが予測されることだ。特許権者にとっては交渉やロイヤルティの徴収にかかる努力が少なく効率的。短所もある。複数の権利者が参加するため調整が複雑であり、多くの特許権者が自らの持っている特許には、一定のロイヤルティ額が当然認められるべきだと思っている。パテントプールは存続が難しくなる。製品価格はモノとパテントプールに払う両方を考えることになる。アドミニレーターがかかわり、十分な専門知識を持って調整すべき問題が多い。

セッション ④



米司法省独禁局
主幹審議官
ヒル・ウェルフォード 氏

有益明らかな標準化 実用的運用の米独禁法

米国の独占禁止法は、競争過程の保護に主眼がある。保護するのは競争自体であり、競争する企業ではない。消費者福祉と経済効率の両面から、独占に当たるか否かの判断を行い、その執行に当たってはカルテル、合併、合併以外の行為の順に取り組んでいる。

パテントプールは複数の特許に対してまとめてライセンスを与えるものである。このため、ロイヤルティの回収が効率的なうえ、いわゆる「ブロッキング」や「ホールドアップ」を減らすなどの特徴がある。米国では、①プールされる特許が補完的である②プールされる特許が明確である③プールされる特許が有効である④非独占的、非差別的なライセンスを行う⑤グランドバックの範囲を限定している⑥ダウンストリーム

セッション ⑤



米クリアリー・ゴッドリーブ
米弁護士
マーク・ネルソン 氏

特許の区別とりわけ重要 訴訟の回避などに役立つ

パテントプールを作る上で大前提となるのは、そもそも競合各社が集まって話をするので、独占禁止法に抵触しないことだ。そこで、特に重要となるのがパテントプールの形成時に経験豊富な専門家の助言を得ることである。「補完的である」「必須である」「一入念なチェックが必要だ」パテントプールを形成する際には、米司法省独禁局の事業調査書をその指針とすることができ、独占禁止法に抵触しないことが確認できる。この点、パテントプールに含める特許について、補完的特許と代替的

セッション ③



英アレン・アンド・オーヴェリー 英弁護士
フィリップ・マンズフィールド 氏



英アレン・アンド・オーヴェリー 英弁護士
マーカス・グロッシュ 氏

透明性高い制度の構築 乱用防ぐ規制強化へ

欧州委員会がDVDの主要開発会社と組み立てるDVD-8の標準化を審議したことが一つの契機となった。クロスライセンスやロイヤルティの適正性、必須特許のみがプールに入れられているかなどが大変

欧州委員会がDVDの主要開発会社と組み立てるDVD-8の標準化を審議したことが一つの契機となった。クロスライセンスやロイヤルティの適正性、必須特許のみがプールに入れられているかなどが大変

また、ドイツの特許裁判所などでは、パテントプールにおける必須特許と必須でない特許の抱き合わせの許容性やFRAND条件の解釈などに、つき裁判例が出始めており、今後判例の蓄積が望まれる。標準化は独占禁止法の観点からは好ましいものであり、パテントプールはその標準化の利用促進を目指すものである。パテントプールは今後ますます必須特許の累積するロイヤルティの管理に不可欠な役割を果たすようになるだろう。しかし、パテントプールが乱用されて長期にわたって消費者が不利益を被ることのないように、予防措置を講じる必要があることも付言しておきたい。

このケースは、欧州に特有の法的な特許の区別がとりわけ重要になる。パテントプールはその統合効果が広く知られるようになっている。ハイテク企業を中心に今後ますます重要性を増すだろう。極めて高額になるロイヤルティの積み上げの回避や特許処理費用の削減、訴訟の回避に有効だからだ。

プールへの参加企業は競争する事業に関する情報を共有すべきではない、メンバー間のやりとりを最小限にとどめられるので、経験を積んだ独立のプール管理者を置くことが望ましい。

米政府は合法的で統合効果のあるパテントプールを消費者の利益に資するものと推奨している。ただ、プールにどんな特許を含めるかについては、「補完的である」「必須である」「一入念なチェックが必要だ」パテントプールを形成する際には、米司法省独禁局の事業調査書をその指針とすることができ、独占禁止法に抵触しないことが確認できる。この点、パテントプールに含める特許について、補完的特許と代替的

パテントプールが活用されるケースが今後増えていくだろう。

この特集は日経アドネットからもご覧いただけます。
URL <http://www.nikkei.co.jp/adnet>

企画・制作
日本経済新聞社広告局

シズベル (伊) メトロコンスルト特許事務所 (伊) アレン・アンド・オーヴェリー (英)

広告